

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 事業目的

「福島県 2050 年カーボンニュートラル宣言」及びSDGsの目標の実現に向け、地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業の理解促進、有機農業や特別栽培など環境保全型農業への意欲醸成、環境保全型農業の励行を目的に、環境保全型農業の取組とともに、活力と魅力ある農山漁村の実現や地域社会の発展に貢献する農業者団体の活動を奨励するコンテストの実施と農業関係者を対象とした環境保全型農業に関する交流会（大会）を開催し、優良事例（取組、技術、その成果）等を広く紹介することで福島県が目指す環境と共生する農業の取組の全県的拡大を図る。

2 業務概要・仕様

(1) 委託業務名

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業業務

(2) 予算額

7, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア 消費者へのPR

- (ア) 多くの消費者に環境にやさしい農産物をPRできるよう、前年度受賞団体の生産する農産物を「福島県環境アプリ」でエコポイント交換景品として提供するため、当選者への発送にかかる農産物の調達、発送にかかる業務を実施すること。当選者へ発送する農産物は、1点あたり3,000円程度、50点程度を景品として想定すること。
- (イ) 受賞団体の生産する農産物の提供時期に合わせてそれぞれ実施すること（米であれば11月～1月など）。

イ コンテストの実施

- (ア) 別紙1（みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト2025 概要）に基づき、コンテストを広く周知するためのチラシを作成し、関係機関等に配布すること。作成数は1,500枚、配布先は100カ所を想定すること。
- (イ) 「みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト 2025」の審査会の企画及び管理運営を行うこと。
- (ウ) コンテストの審査会に関する会場の確保、プログラムを作成すること。
- (エ) 別紙1（みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト2025 概要）に基づき、応募団体の取組概要や審査ポイントを記載したわかりやすい審査資料及び審査票を作成すること。

ウ 大会の開催

- (ア) 別紙2（みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会2025 概要）に基づき、環境保全型農業に取組む県内農業者が組織する団体を対象とし、多くの農業者に環境保全型農業の理解促進と意欲醸成を図り、環境保全型農業技術の励行を促進させることを目的とした100人規模の「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2025」の企画及び管理運営を行うこと。
- (イ) 県内の農業者や流通業者、農業高校・大学等の学生、消費者等が広くイベント（大会）に参加できるような広報活動を行うこと（大会の開催広報資料を作成し、周知すること）。
- (ウ) 大会の開催に関する広報資料（ポスター等）を作成し、関係機関等へ配布するとともにメディア等を活用した広報活動を行うこと。広報資料作成数は1,500枚、配布先は100カ所を想定するこ

と。

- (エ) 大会に必要な賞状、額縁、記念品、横断幕等を作成すること。
- (オ) 記念講演の講師選定及び講師依頼に係る旅費、講師謝礼等の事務手続きを行うこと。
- (カ) 受賞者が大会で発表する資料やスライド等の作成を支援すること。
- (キ) 大会では、動画を撮影し映像として記録すること。
- (ク) 来場者に対して大会の内容や環境保全型農業に対する意識の変化等についてアンケートを実施し、その結果を集計・分析すること。
- (ケ) 受賞した団体やその取組内容についての資料（動画、ポスター等）を作成し、県内の農業者に広くPRすること。
- (コ) 上記のほか、目的を達成するために必要な業務や企画を提案すること。

エ 委託契約期間

契約の日から令和8年3月6日（金）まで

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案1：業務の考え方

県内の農業者に対して、環境保全型農業に関する理解促進と取組を拡大させるための考え方について提案すること。

提案2：業務の取組内容

2の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、当事業を効果的に実施するための独自の提案があれば提案すること。

提案3：業務の効果測定

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制を提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・指名を明記すること。

提案5：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和2年度～令和6年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案1～5）でA4版横の両面10枚以内（20頁以内）としてください。（表紙はカウントしない。必要に応じてA3版の折り込みも可としますが、片面2頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

提出部数は10部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準
1 現状を踏まえた本業務の考え方	10点	環境保全型農業に関する現状及び国政策（みどりの食料システム戦略等）や方向性に係る理解度・適格性 等
2 業務の取組内容	60点	業務の内容・運営手法、訴求力、効果、履行の確実性 等
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力 等
4 業務に要する費用の妥当性	20点	費用の妥当性、適正かつ効率的な実施計画 等

5 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードすること。

6 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（第1号様式）

イ 提出期限

令和7年5月1日（木）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

オ 回答方法

提出されたすべての質問及び回答は、令和7年5月2日（金）17時までに環境保全農業課ホームページに掲載します。

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（第2号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

イ 提出期限

令和7年5月9日（金）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和7年5月21日（水）17時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

7 参加資格審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和7年5月13日（火）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

8 一次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和7年5月23日（金）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、書面で通知する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

9 二次審査会

(1) 日時：令和7年5月28日（水）（予定）

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

10 二次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和7年6月3日（火）（予定）

- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、書面で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和7年4月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年5月1日（木）17時まで
質問書への回答	令和7年5月2日（金）17時まで
参加申込書の提出期限	令和7年5月9日（金）17時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和7年5月13日（火）
企画提案書の提出期限	令和7年5月21日（水）17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和7年5月23日（金）（予定）
二次審査会	令和7年5月28日（水）（予定）
二次審査結果の通知	令和7年6月3日（火）（予定）

12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：桑名）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyouhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

(3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 積算額が予算額を超過するもの

15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者(契約候補者)と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

16 その他

(1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとします。

(2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。

なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

(3) 企画提案のあった規模等を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。

(4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。

(別紙1)

みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト2025 概要

1 趣旨

「福島県 2050 年カーボンニュートラル宣言」及びSDGsの目標の実現に向け、地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業の理解促進、有機農業や特別栽培など環境保全型農業への意欲醸成、環境保全型農業の励行を目的に、環境保全型農業の取組とともに、活力と魅力ある農山漁村の実現や地域社会の発展に貢献する農業者団体の活動を奨励するコンテストの実施と農業関係者を対象とした環境保全型農業に関する交流会（大会）を開催し、優良事例（取組、技術、その成果）等を広く紹介することで福島県が目指す環境と共生する農業の取組の全県的拡大を図る。

2 主催

福島県、福島県環境と共生する農業推進会議（事務局：福島県環境保全農業課）

3 対象者

福島県内の環境保全型農業に取り組む農業者団体、JA部会、農業生産法人、環境保全型農業直接支払交付金事業の取組実施団体、みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業を実施する団体や組織

4 応募対象

次の（１）かつ（２）に取り組んでいる団体であること。加えて（３）、（４）の条件を満たすこと。

- （１）有機農業、特別栽培等の環境保全型農業の取組を行うとともに経営の改善や技術の向上に取り組んでいる。
- （２）活力と魅力ある農山漁村の実現や地域社会の発展に貢献するア～オのいずれか１つ以上に取り組んでいる。
 - ア 地域の発展や地域づくりに寄与する取組。
 - イ 消費者等の環境保全型農業に対する理解と関心の増進に貢献する取組。
 - ウ 耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観の保全等の地域農業資源の保全に寄与する取組。
 - エ 環境にやさしい農産物や地場農産物の利用拡大及び地産地消等の取組。
 - オ 地域の新たに有機農業・環境保全型農業を始める者に対する技術面や経営面の指導、就農支援活動、指導者育成などの人材育成活動に関する取組。
- （３）暴力団等反社会的勢力でない組織であること。
- （４）実践している環境保全型農業の取組や技術を県内農業者の技術向上を目的に県内農業者等に提供することに同意する団体等であること。

5 事例の募集

- (1) 農林水産部長は、各農林事務所長（農業振興普及部・農業普及所）を経由して募集する。
- (2) 各農林事務所長は、本コンテストに参加する団体等から提出があった応募用紙を取りまとめ、農林水産部長に提出する。

6 審査と表彰

(1) 審査

書類で選ばれた取組について審査ポイントと審査員の協議により上位3団体を選定する。

(2) 審査員

主催団体名	所属及び職名	備考
福島県農業会議	担い手・経営対策部長	座長
福島県農業協同組合中央会	食農振興課長	
全国農業協同組合連合会	営農企画課長	
福島県畜産振興協会	事務局長	
福島県酪農業協同組合	生産部長	
福島県土地改良事業団体連合会	農村振興部長	
福島県	農林水産部農業振興課長	
〃	農林水産部環境保全農業課長	
〃	農業総合センター有機農業推進室長	
〃	農業総合センター生産環境部長	

(3) 審査基準

審査は、以下の3つの視点について加点方式で実施する。

1 団体の活動

2 環境保全型農業の技術導入・実践

3 土壌の炭素貯留効果

1 団体活動の審査基準

審査項目	チェック欄
1 技術・経営・取組姿勢	
(1) 環境に配慮した農業技術に取り組んでいる。 (「作物生産」「家畜生産」)	
(2) 資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に取り組んでいる。	
(3) 温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。	
(4) 自然エネルギーの活用に取り組んでいる。	
(5) 生物多様性の保全等に取り組んでいる。	
(6) 耕畜連携に取り組んでいる。	
(7) 持続可能な取組が出来る体制となっている（構成員に認定農業者がいるなど）	
(8) 環境保全型農業等に関する情報収集を行うなど自己研鑽に努めている。	
2 周辺等への影響力・普及力	
(1) 地域の発展や地域づくりに寄与する取組を行っている。	
(2) 消費者等の環境保全型農業に対する理解と関心の増進に貢献している。 (消費者等との交流、食農教育・環境教育への参画等)	
(3) 耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観の保全等の地域農業資源の保全に寄与している。	
(4) 環境にやさしい農産物や地場農産物の利用拡大及び地産地消等の取組を実践している。	
(5) 地域のリーダーとしての人材育成活動 地域の新たな有機農業・環境保全型農業を始める者に対する技術面や経営面の指導、就農支援活動、指導者育成などの人材育成活動を行っている。	

2 環境保全型農業の技術に関する項目
環境保全型農業として導入している技術項目

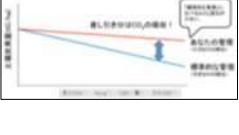
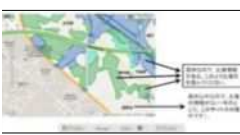
審査項目	チェック欄
土づくりに関する技術	1 たい肥等有機質資材施用技術 2 緑肥作物利用技術 3 その他
化学肥料低減技術	1 局所施肥技術 2 肥効調節型肥料施用技術 3 有機質肥料施用技術 4 その他
化学農薬低減技術	1 蒸湯種子消毒技術 2 機械除草技術 3 除草用動物利用技術 4 生物農薬利用技術 5 対抗植物利用技術 6 抵抗性品種栽培・台木利用技術 7 天然物質由来農薬利用技術 8 土壌還元消毒技術 9 熱利用土壌消毒技術 10 光利用技術 11 被覆栽培技術 12 フェロモン剤利用技術 13 マルチ栽培技術 14 その他
取組数	

3 土壌の炭素貯留効果

土壌のCO₂吸収量の評価（慣行栽培と比較したCO₂削減量）
※「土壌のCO₂吸収量見える化サイト」を活用して土壌炭素貯留量を計算
〔計算方法〕

1 参加農家ごとの土壌CO₂吸収量
(1) 各参加農家の施用履歴を見えるサイトに入力し10a当たりのCO₂吸収量を算出
(2) 参加農家の10a当たりのCO₂吸収量×取組面積

2 団体のCO₂吸収量
1の(2)で算出した各農家のCO₂吸収量を合計して算出



(4) 採点方法

審査基準の各項目において、採点方法は以下のとおりとする。

- 1 団体活動の審査基準における各取組の数×20 ポイントを付与
- 2 環境保全保全型農業として導入している技術項目の数×5 ポイントを付与
- 3 CO₂削減量（土壌炭素貯留量）の多い上位 10 団体にポイントを付与
(1 番:20 ポイント、2 番 18:ポイント、3 番:16 ポイント… 10 番:2 ポイント)

(5) 審査方法

審査会において審査基準を基に採点された点数を参考にするとともに参加団体の取組内容を考慮し、審査員の協議のうえ審査する。

また、審査員点として、各団体の取組を活動内容や導入技術、組織の発展性、普及性等の観点から総合的に評価し、優れた団体から順に 30 点、20 点、10 点、それ以下を 0 点として採点し加算する。

(6) 表彰は以下の表彰区分及び表彰事例数により選定する。

表彰区分	表彰事例数
最優秀賞	1 点（1 団体）
優秀賞	2 点（2 団体）

- 7 みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2025 での表彰式への参加と事例発表
コンテストの審査で選ばれた受賞団体は、県が開催する交流大会の表彰式に参加するとともに事例発表を行う。

8 表彰事例の広報

表彰事例については、別途 P R 資料の提出を求め、本県関連ホームページ等において広報を行う。

9 コンテストのスケジュール

応募期間：令和 7 年 7 月下旬～令和 7 年 9 月上旬

審査会：令和 7 年 1 0 月上旬

大会の開催：令和 8 年 1 月中下旬頃

10 その他

審査会場は調整中

(別紙 2)

みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2025 概要

1 目的

本県では、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、県内市町村と共同で令和 5 年 3 月に「福島県みどりの食料システム基本計画」を策定し、土づくりや化学肥料・化学農薬の使用を低減する取組などを推進している。

本大会は農業者、実需者、消費者等が一同に会し、県内の優良事例を表彰するとともにその取組を広く紹介することで本県が目指す環境保全型農業の理解促進や意欲醸成などの全県的拡大を図ることを目的に開催する。

2 主 催

福島県、福島県環境と共生する農業推進会議（事務局：福島県環境保全農業課）

3 開催日時

令和 8 年 1 月中下旬頃

4 開催場所

調整中

5 内容

- (1) 記念講演
- (2) 表彰式（みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト 2025）
- (3) 事例発表（コンテスト上位 3 団体による事例発表）
- (4) その他

受賞者を紹介する企画展示等

6 日程

時間及び構成は提案による

7 参集範囲（100 人程度）

講演者、受賞者、審査員、農業者、消費者、流通関係者、学生、市町村、各農業振興普及部・農業普及所、事務局（福島県環境保全農業課）